

拠点形成概要及び採択理由

機 関 名	東京大学		
拠点のプログラム名称	国家と市場の相互関係におけるソフトロー—私的秩序形成に関する教育研究拠点		
中核となる専攻等名	法学政治学研究科総合法政専攻		
事業推進担当者	(拠点リーダー) 岩村 正彦 教授		外21名
<p>【拠点形成の目的】</p> <p>本拠点形成の目的は、21世紀COEプログラム「国家と市場の相互関係におけるソフトロー—ビジネスローの戦略的研究教育拠点形成」(以下、現COEプログラムという)における研究教育活動の実績を踏まえ、次の2つを達成することにある。</p> <p>(1) ソフトローの実態の解明と理論的分析をさらに進展させ、それを通じて、わが国の実定法研究を、実証に基礎を置く社会科学としての規範研究へと発展させる。</p> <p>(2) ソフトローに関する先端的な教育を行うことで、(i)法学を実証に基礎を置く社会科学としての規範研究へと発展させる理論研究の担い手となるべき若手研究者を育成し、(ii)国際競争力を備えた法律家を養成し、国内外のルールの実際の策定過程において中心的な役割を担う人材を供給し、さらに、(iii)アジアに特有のルールの発見とあるべきルールの形成に寄与しうような、アジア各国の法学専門家・法曹実務家を養成する。</p> <p>【拠点形成計画の概要】</p> <p>本拠点における教育研究の対象とするのは「ソフトロー」である。「ソフトロー」とは、国の法律ではないため、最終的に国家によるエンフォースメントが保証されていないにもかかわらず、現実の経済社会において国や企業が何らかの拘束感を持ちながら従っている諸規範を指す。その形態は、国の側から発出されるもの、企業あるいは市場の側で作成されるもの、国境をまたいだ国際的諸関係において成立しているものなどさまざまである。現代のビジネスローにおいては、このような一見つかみどころのないソフトローが膨大に存在し、また実際にも重要なウエイトを占めており、企業活動のありかたを大きく左右している。</p> <p>本拠点では、現COEプログラムにおける教育研究活動の実績を踏まえ、さらに一層深化、発展させるために次のことを行う。</p> <p>まず研究活動については、現COEプログラムが十分な成果を上げたと考えられるため、その研究組織を維持し、(1)基礎理論部門、(2)政府規制部門、(3)市場取引部門、(4)情報・知的財産部門の体制で活動を継続することにする。その上で、現COEプログラム遂行の過程で浮かび上がってきた新しい課題である、わが国やアジア諸国に特有のソフトローが存在するか否か、存在するとすれば、それらは欧米のモデルで説明できるのか、別の理論によるほうがよりよく説明できるのではないか、といった点について詰めた検討を行うと同時に、現COEプログラムにおいては、主として時間の制約から十分展開しきれなかった、個別の事例に関するケーススタディの研究の集積を図る。なお、現COEプログラムにおいて構築した「ソフトロー総合データベース」を常にアップデートするとともに、新たな領域のデータも追加的に収集することで一層充実させ、本拠点における研究・教育に役立てることとしたい。</p> <p>次に、教育活動として、①ソフトロー研究を通じ、統計学や計量経済学の素養を備え、わが国の実定法研究を、実証に基礎を置く社会科学としての規範研究へと発展させる理論研究の担い手となるべき新しいタイプの若手研究者を育成する、②強い理論的バックグラウンドを有することで、あるべきソフトローの形成に実際の現場で貢献しうような、国際競争力のある法律家を養成する、③各国の多様な文化・慣習に根ざすソフトローの研究・教育を通じ、欧米流のグローバル・スタンダードが進むことの意味と是非について学問的な検証を行うとともに、必要に応じてアジアに特徴的なルールの形成に寄与しうような、アジア各国の法学専門家・法曹実務家を養成するという3つを目標とする。これらの目標達成のために、諸外国の先端的な研究者を招聘しての上記の点に特化した集中セミナー・特殊講義の開催、海外の研究集会やセミナーへの参加支援、法律事務所や国際機関へのトレイニー等としての人材の派遣といった、従来にはない新しい教育プログラムを提供し、新たなキャリアパスの形成を目指す。</p>			

機 関 名	東京大学
拠点のプログラム名称	国家と市場の相互関係におけるソフトロー —私的秩序形成に関する教育研究拠点
<p>[採択理由]</p> <p>大学全体の明確な将来構想の下に、ソフトローの国際的教育研究拠点として、これまで挙げてきた高水準の成果を踏まえ、これを継承して発展させようとする着実かつ現実的な計画となっており、優れたプログラムであると認められる。</p> <p>人材育成面においては、ソフトローに関する理論教育を通じた日本の実定法研究者と国際競争力のある法律家の養成に加え、諸外国からの留学生に対し、ソフトローの研究・教育を奨励し、各国独自のルール形成に寄与しうる法学研究者と法曹実務家を養成するとともに、新たな人材育成プログラムを提供しようとする取組の意欲は高く評価できる。</p> <p>研究活動面においては、これまで挙げてきた高い成果を発展させ、個別事例に関するケーススタディの充実、ソフトローが各国の文化・歴史に根ざすことに留意した日本の多様なソフトローのありかたや特質の学問的な分析、さらに国際的にもほとんど例のないソフトロー研究拠点における研究成果の積極的な海外発信が計画され、更なる質の向上が期待できる。</p> <p>ただし、ソフトローの概念になお不明確な面があり、分析概念としての有用性等、更に明らかにしていくことが求められる。</p>	